

令和3年度 はぎマルシェ出店要綱

令和3年4月9日 時点

(目的)

第1条 生産者と消費者の交流の場を作ることで、生産者の販路拡大・所得の向上を目的とする。また、はぎマルシェの販売をきっかけに生産者の応援者をつくり、道の駅や直売所での購入につなげ、地産地消の促進を図る。

(内容)

第2条 萩市内の農林水産物の販売、萩市産の農林水産物を使った加工品の販売など。

(開催日)

第3条 原則として毎月第3土曜日。開催時間は11時～15時とする。
※他のイベントの開催状況によっては変更になる可能性があります。

(出店料について)

第4条 出店料を各開催時に実行委員会事務局へ支払うものとする。

(1) 実行委員会企画部会以外の出店者について出店料は2,000円とする。出店の際には原則実行委員会が貸し出すテントを使用すること。

(2) 新規就農者向けのお試し出店として、初回出店に限り出店料を1,000円とする。ただし、新規就農者とは農業経営を開始して5年以内の者をいう。

(3) 1つのテントで複数出店する場合は、出店料として各店舗1,500円徴収する。(グループや協議会等の団体で出店する場合は除く)

出店料金表

出店者	2,000円
お試し出店者(新規就農者に限る)	1,000円

(使用するテントについて)

第5条 キッチンカー以外で出店する場合は、原則実行委員会が貸出すテントを使用することとする。(サイズ:3m×3m)

(1) キッチンカーで出店する場合は、テントの貸出しを受けなくてもよいが、出店スペースは一般的な駐車場区画の広さとする。

(出店条件について)

第6条 萩市内に在住または事業所があり、以下の要件に該当すること。

(1) 第1条及び第2条の内容にあった出店であること。

(2) 農林水産物やその加工品の販売で生計を立てていること。

(3) 萩市内で飲食店を経営しており、萩市産の農林水産物を使用すること。

(4) 萩市内の体験、ワークショップ等の運営者。

(5) その他実行委員会が認めたもの。

※家庭菜園で収穫した野菜等の販売は不可。

※暴力団関係者、および同団体に関係する個人、団体は出店できません。

・出店の申し込みは、開催日の2週間前までに、指定の様式に記入して申し込むこと。

・申し込み後、実行委員会の承諾を受けて出店とする。

(出店キャンセル料)

第7条 出店者側の責務により出店をキャンセルされる際は、以下のルールによりキャンセル料を徴収する。

(1) 開催日の8日前まで・・・無料

(2) 開催日の7日前以降・・・出店料の50%

(3) 開催日の前日・当日・・・出店料の100%

キャンセル料は実行委員会事務局へ支払うこと。

やむ負えない事情でキャンセルするときは企画部会へ相談すること。

(その他注意事項について)

第8条 以下のことを注意事項とする。

(1) 生産者と消費者がつながる場所を目指しているため、マルシェにお越しいただいたお客様と笑顔で積極的に関わること。

(2) ご自身のお店はどこにあるのか、普段どこで商品が買えるのかなど、POP やパンフレット等でお客様へPRすること。

(3) 出店配置については企画部会で出店内容を考慮して決定します。

(4) 会場の雰囲気大きく損なう大型看板や装飾品等は禁止です。

(5) テントは原則、実行委員会指定のものを使用すること。

(6) 保健所の申請は各自で申請すること。臨時食品営業許可等の写しと販売品目一覧を開催日1週間前までに事務局へ提出すること。

(7) アルコールの販売は、原材料に萩市産の農林水産物を使用しているものに限る。

(8) アルコールを販売する場合、各自で税務署へ「期限付酒類小売業免許届」を申請し、1週間前までに事務局へ許可証の写しを提出すること。

(9) 既製品の販売は禁止とします。

(10) 当日の会場設営と片付けはやむをえない場合を除いて、関係者全てのものが参加すること。

(11) 会場は原則禁煙とする。喫煙する際は指定の場所で行うこと。

(12) 出店者は、出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対してすべての賠償責任を負うものとします。

(13) 故意または過失により貸出しの備品を破損した場合は、自己負担で弁償していただ

く場合があります。

- (14) 電気を使用する際は発電機を持参してください。
- (15) 火の使用については開催場所により異なるので、企画部会へ確認すること。
- (16) 水道は使用不可です。
- (17) 片付けの際に、各自の出店スペース周辺の清掃を必ず行うこと。
- (18) テント重しとして土嚢若しくは水タンクの準備を必ず行うこと。
- (19) その他企画部会の指示に従うこと。従わない場合は出店取りやめの判断をさせていただきます場合があります。
- (20) 出店の応募をもって、当出店要項の内容に同意していることとみなします。

(各出店者準備物)

第9条 以下のものを出店者は準備するものとする。

- ・テーブルクロス
- ・机
- ・椅子
- ・ゴミ袋（店舗内で出たゴミの処分等）
- ・店の看板、POP、パンフレット等の宣伝物
- ・陳列のレイアウトに必要なもの。（木箱、かご等）
- ・釣銭、領収書等
- ・その他、出店に応じて必要なもの
- ・机・イス・テーブルクロスは相談に応じて事務局で貸出の判断をおこなう。
- ・重し（10kg×4か所） 土嚢若しくは水タンク必須。

(実行委員会準備物)

第10条 以下のものを実行委員会が準備するものとする。

- ・ゴミ袋
- ・ブック椅子（飲食スペース用）
- ・のぼり旗
- ・テント

(荒天等によるマルシェ開催可否)

第11条 天候など諸般の事情により中止する場合は、前日の18時までにFacebookに掲載する。出店者や関係者にはメール等で連絡する。